

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2023年5月号 (Vol.4)

### 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定／インドネシアの企業結合規制に関する規則改定について

- I. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定  
II. インドネシアの企業結合規制に関する規則改定

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 高宮 雄介  
TEL. 03 6266 8744  
[yusuke.takamiya@mhm-global.com](mailto:yusuke.takamiya@mhm-global.com)  
弁護士 水口 あい子  
TEL. 03 6266 8740  
[aiko.mizuguchi@mhm-global.com](mailto:aiko.mizuguchi@mhm-global.com)  
弁護士 門田 航希  
TEL. 03 5293 4848  
[kouki.kadota@mhm-global.com](mailto:kouki.kadota@mhm-global.com)  
弁護士 島田 真志  
TEL. 03 6212 8382  
[masayuki.shimada@mhm-global.com](mailto:masayuki.shimada@mhm-global.com)

#### I. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定

(高宮、島田)

##### 1. はじめに

公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、令和5年3月31日、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」といいます。）を公表しました<sup>1</sup>。これは、同年1月13日に公表された原案<sup>2</sup>をもとに、パブリックコメント手続で提出された意見を踏まえた一部変更を経て策定されたものとなります。

グリーンガイドラインは、共同行為（下記3.）だけでなく単独行為（下記4.及び5.）や企業結合（下記6.）を含めた独占禁止法全般に関して取り扱った極めて包括的な内容となっており、グリーン社会実現を目指すビジネスに積極的に取り組む事業者の皆様にとって今後の事業展開を考えるうえで非常に重要な内容が含まれています。

本稿においては、グリーンガイドラインにつき、あわせて公表された『「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」』（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方<sup>3</sup>（以下「本パブリックコメント」といいます。）におけるやりとりも踏まえつつ、各項目ごとの具体的検討枠組み及び今後の実務にお

<sup>1</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331/bessi1.pdf>

<sup>2</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jan/230113\\_publiccomment/230113\\_doc02.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jan/230113_publiccomment/230113_doc02.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/220331/bessi4.pdf>

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

ける留意点をご紹介します。

## 2. 総論

令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では2050年のカーボンニュートラル実現という目標が掲げられており、かかる目標を達成するためには、環境負荷の低減と経済成長の両立する「グリーン社会」の実現が不可欠と言えます。そして、グリーン社会の実現に向けては、環境政策等が直接的な対応を実施し中心的な役割を果たす一方、独占禁止法及び競争政策も、競争を通じて資源の効率的な活用や新技術等のイノベーションを促進するという補完的な役割を果たすと考えられます。このような背景から、グリーンガイドラインは、競争制限的行為の防止と、事業者等の取組に対する法適用及び法執行の予見可能性の向上により、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として策定されました。

グリーンガイドラインは、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組について、「多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待される」ことから、「基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い」としています。本記載は、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する独占禁止法上の評価について公取委の明確な姿勢を示すものであり、従来にはない踏み込んだものであると評価できます。

さらに、公取委は、本パブリックコメントにおいて、温室効果ガス削減の取組であることのみをもって一律に競争促進効果を有すると評価するのは適当ではなく、個別案件ごとに判断する必要があるとしつつ、温室効果ガス削減効果を有する取組は、多くの場合、競争促進効果を有する、ともしております。

他方、競争促進効果及び競争制限効果を計測・定量化することは困難で、目的の合理性及び手段の相当性ととも総合考慮されるものであり、その態様は、個別案件ごとに異なるものとされており、この点は、公取委が公表している他のガイドラインにおける方針を基本的に踏襲するものと考えられます。本パブリックコメントでは、競争促進効果と競争制限効果の測定方法を具体的に明確化することにかかる要望も見られましたが、当該要望についてはそれに応える形での回答は示されておらず、今後の明確化が待たれます。

また、本パブリックコメントでは、カーボンニュートラルの達成に向けた一定の取組（共同行為及び企業結合）については包括的に独占禁止法の適用を排除する適用除外規定を新設するべきであるとの意見に対して、以下の3点の根拠を挙げ、適用除外規定の新設は不適当であるとの考え方を示しています。

〈公取委が包括的な適用除外規定の新設を不適当とする根拠〉

- (a) 仮にわが国において適用除外規定が導入されたとしても、国際的に事業活動を行う事業者の行為については、海外当局により違法と判断されるおそれがある

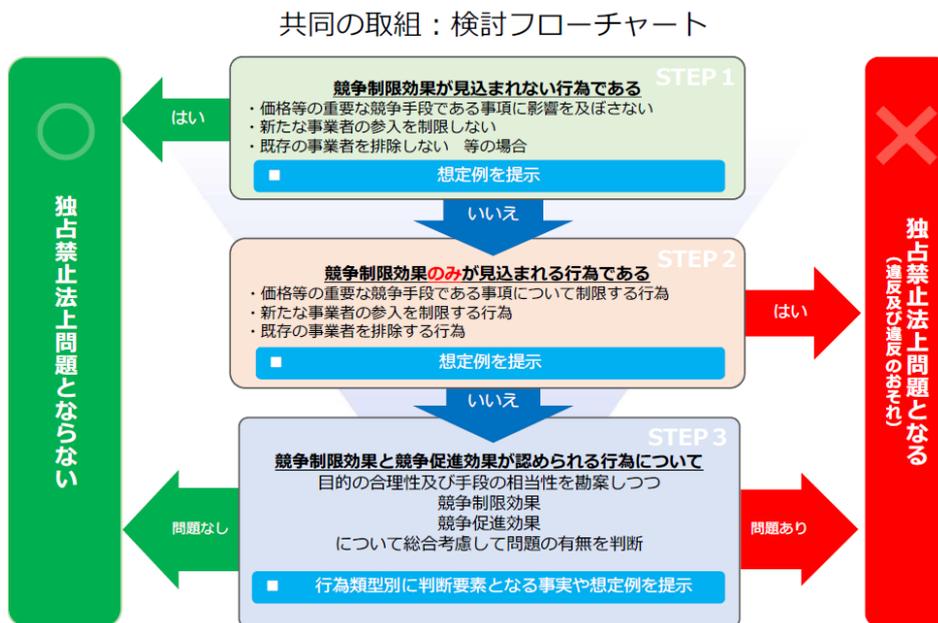
## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

- (b) グリーンの取組を装うカルテル（グリーンウォッシュ）の危険を高め、わが国の経済の発展やイノベーションの促進に悪影響を及ぼす可能性がある
- (c) 独占禁止法の問題の検討作業に加え適用除外への該当性の検討作業も必要となるため、結果的に事業者の負担を増す可能性がある

### 3. 共同の取組

#### (1) 総論

グリーンガイドラインにおいては、事業者団体による自主基準の設定や共同研究開発等の事業活動について、事業者等の共同の取組として整理されたうえで、以下のような枠組みで独占禁止法上問題となるか否かが検討されることとされています。



なお、本箇所においても、上記 2.と同様に、グリーン社会の早期実現を目指す共同の取組の多くは競争制限効果が見込まれず独占禁止法上問題なく実施できるとの考え方が示されており、この点はグリーンガイドラインの特徴であると言えます。

#### (2) 具体例

上記 (1) の図に記載されているとおり、グリーンガイドラインでは、共同行為が競争促進効果と競争制限効果の双方をもたらす場合について、行為の類型ごとに考慮要素や考え方が示されています。以下、当該記載のうち、実務上注目すべきと思われる事項をいくつか取り上げます。

<sup>4</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331/bessi2.pdf>

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## ① 生産設備の共同廃棄（想定例 10）

## 《想定例》

商品の製造過程で排出される温室効果ガスを削減するため生産設備を新調することを検討していた製造販売業者 3 社が、独自に判断することなく、相互に連絡を取り合い、既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を決定した。

→問題あり

## 《ポイント》

- ✓ 生産設備の廃棄時期について、商品又は役務の価格、数量等と並ぶ「重要な競争手段」であり、これを共同で決定することは独占禁止法上問題となる、との整理がなされており、実務上問題となりやすい場面にかかる公取委の立場が明確に示されている点で重要と言えます。
- ✓ こうした局面における具体的な判断にあたっては、各事業者における独自の判断が確保されているか否か、事業者間で暗黙の了解又は共通の意思が形成されていないか、といった点が結論に影響するものと考えられます。
- ✓ もっとも、生産設備の廃棄時期に関して一切のコミュニケーションを断つことは現実的に困難であるところ、個別の事例において「独自の判断が確保されている」か否かの判断は容易ではないと予想されます。

## ② 温室効果ガス削減に向けた商品又は役務の規格の設定①（想定例 13）

## 《想定例》

温室効果ガス削減につながる原材料を使用する商品の規格を設定し、その規格に適合する商品は脱炭素化に対応する商品であることを示す認証ラベルを付すこととした。

→問題なし

## 《ポイント》

- ✓ 当該原材料を使った商品は、温室効果ガス削減のみならず耐久性の向上や軽量化等の明らかな品質の向上が認められること、及び、温室効果ガス削減のために使用できる原材料は他にないことを根拠に、独占禁止法上問題とならないと整理されています。
- ✓ 他方、本パブリックコメントでは、当該原材料を使用した商品が温室効果ガス削減をもたらす場合には、耐久性の向上や軽量化等の明らかな品質の向上が認められない場合であっても、品質の向上と評価され、需要者に一定のコスト負担が生じても問題ない、と述べられており、温室効果ガス削減それ自体を品質の向上として積極的に評価し得ることを示している点は注目に値します。

## ③ 温室効果ガス排出量の削除目標の設定に伴う設備等の利用制限（想定例 19）

## 《想定例》

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

事業者団体が、会員事業者に対し温室効果ガスの削減目標を課し、これに達しない場合には会員事業者が提供する役務に必要な設備を利用できないようにした。

→問題あり

《ポイント》

- ✓ 会員事業者の事業活動に与える影響が小さい方法が他にも考えられることから、手段の相当性が認められず、独占禁止法上問題となると整理されています。
- ✓ 本パブリックコメントでは、「影響が小さい方法」として、設備の利用料の目標達成までの引き上げや、当該会員事業者名の公表等、会員事業者の役務の提供継続を可能としつつ、目標達成のインセンティブの確保を可能にする方法が想定されている、と記載されています。これは、事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針<sup>5</sup>における「事業者間の競争に影響を与えないような内容の経営指導」の具体的内容を示したものと整理することができると考えられます。

④ 自社が生産設備を休止等する場合における温室効果ガス削減に向けた共同生産等（想定例 33）

《想定例》

商品の生産設備を温室効果ガスの排出量が少ないものに転換するために生産設備の一時的な閉鎖が必要になった際、その閉鎖時期を独自に判断して決定したうえで、同様の商品を販売する他の事業者に、製造委託を発注した。

→問題なし

《ポイント》

- ✓ 各事業者の独自の判断で生産設備の一時閉鎖が決定されていることから、設備の共同休止という問題は生じず、独占禁止法上問題とならないと整理されています。
- ✓ 製造委託を受け入れられる時期を事前に確認したうえで、その受け入れ可能な期間の範囲内で自社の生産設備を休止する時期を決定したとしても、その判断が独自になされたものであれば問題はないとされており、実際上の判断にあたっては、どのような事実関係があれば判断の独自性が認められるのがポイントとなります。

<sup>5</sup> [https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai\\_files/jigyoshadantaigi.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai_files/jigyoshadantaigi.pdf)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

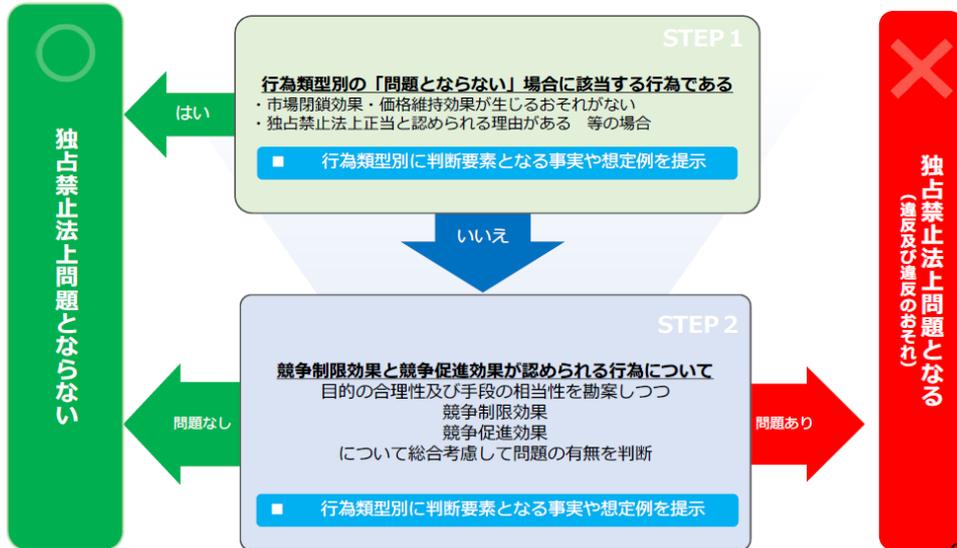
### 4. 取引事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択

#### (1) 総論

グリーンガイドラインにおいては、温室効果ガス削減を目的として、取引先事業者の販売商品、販売地域、販売先、販売方法等を制限する行為や、取引先事業者との取引を打ち切る行為について、取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択という形で取り上げられ、以下のような枠組みで独占禁止法上問題となるか否かが検討されることとされています。

取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択について、独占禁止法上問題となるか否かの検討は以下の枠組みで行われる。

取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択：検討フローチャート



(「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方〈概要版〉」20ページより引用)

上記 2.と同様に、本箇所においても、グリーン社会の実現に向けた取組として行われた行為については独占禁止法上問題とならないことが多いとされ、その根拠としては、こうした行為が温室効果ガス削減という目的のために実施される場合、競争制限効果をもたらさない場合が多いことに加え、取引先事業者の事業活動に対する制限の結果として、購入しようとする商品の販売方法が統一されて消費者の利便性が高まること、取引先事業者が必要な投資を行い市場が拡大すること、及び、温室効果ガス削減に関して積極的に取り組む事業者が増えること等による競争促進効果が生じる場合があることが挙げられております。

#### (2) 具体例

上記 (1) の図に記載されているとおり、グリーンガイドラインでは、取引先事業

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

者の事業活動に対する制限及び取引先の選択が競争促進効果と競争制限効果の双方をもたらす場合について、行為の類型ごとに考慮要素や考え方が示されています。以下、当該記載のうち、実務上注目すべきと思われる事項を取り上げます。

- ① 温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たした流通業者のみに対する商品の供給（想定例 45）

《想定例》

商品製造過程における温室効果ガス削減に成功した製造販売業者が、新商品を取り扱う流通業者に対し一定の温室効果ガス削減義務を課し、これに取り組んでいる卸売業者にのみ当該新商品を供給し、かつ、これらの卸売業者に対し同様の温室効果ガス削減に取り組んでいる業者にのみ販売するよう義務付けた。なお、当該商品の取り扱いを希望する全ての流通業者に対し同様の義務を課している。

→問題なし

《ポイント》

- ✓ 原案には、上記想定例に、「当該商品を取り扱う流通業者には、当該事業者以外にも取引先の選択肢が存在する状況であった」という記載も存在していました。当該記載に関しては、パブリックコメントにおいて、他の取引先の存在が独占禁止法上問題とならないための必要条件とも読めてしまうところ、そのような整理は必ずしも適切でないことから、修正をした方が良いのではという趣旨の指摘があったため、当該記載は見送る修正がなされました。
- ✓ 本想定例にあるように、公取委としては、温室効果ガス削減は、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」<sup>6</sup>において、選択的流通が問題とならない要件の一つとして挙げられている「当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等、消費者の利益の観点からそれなりに合理的な理由」に該当する場合もあるという整理をしていることとなります。

## 5. 優越的地位の濫用行為

### (1) 総論

グリーンガイドラインにおいては、グリーン社会の実現に向けた事業活動が優越的地位の濫用に該当するかどうかについても想定例とともに整理がなされています。下表において、当該記載のうち、実務上注目すべきと思われる事項を整理しました。

行為	独占禁止法上の問題の有無
温室効果ガス削減を目的として、取引の相手方に対し、取引の対象となる商品又	取引条件は基本的に取引事業者間の自主的な判断に委ねられる

<sup>6</sup> [https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki\\_files/ryutsutorihikiql\\_2017.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki_files/ryutsutorihikiql_2017.pdf)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

は役務の品質に関して従前と異なる条件を設定すること	→ただちに独占禁止法上問題となるわけではない
サプライチェーン全体における温室効果ガス削減に向けた取組が必要であるとの考えのもと、部品の製造を委託している取引の相手方に対し、温室効果ガス削減に向けた取組を可能な範囲で実施することを検討してほしい旨の一般的な要請を行うこと	取引価格の再交渉において取引の相手方に生じるコストの上昇分を考慮し双方納得のうえで取引価格を決定する場合 →独占禁止法上問題とならない
事業者が、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、下記の行為を行うこと ・取引の相手方に対し、温室効果ガス削減を目的とした要請を行い、取引の相手方が当該要請を実現するために必要なコスト負担を考慮せず対価を一方的に定める行為 ・温室効果ガス削減を理由として経済上の利益を無償で提供させる行為	温室効果ガス削減という社会公共的な目的によるものであったとしても、その目的に照らしてもなお正常な商慣習に照らして不当なものであると認められる場合 →不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる

なお、グリーンガイドラインの本項目においては、具体的行為が優越的地位の濫用行為に該当するか否かを判断する枠組みが示されています。当該枠組みは、従来から「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」<sup>7</sup>で示されている考え方を基本的に踏襲したものであり、実務上はグリーン社会の実現に向けた事業活動という性質を有する行為に関しても、優越的地位の濫用に関しては、従来の考え方に基づく検討を行えば足りることになると考えられます。

本項目に関連するパブリックコメントにおいては、バリューチェーンが国際化しているため、日本企業が欧米のグローバル企業から環境未対応を理由にサプライチェーンから排除されるリスクが生じているところ、当該点にかかる日本法の適用を整理してはどうか、という趣旨の意見も寄せられたことが注目に値します。当該点について、公取委からは明確な回答は示されておりませんが、サプライチェーン全体のグリーン化を進める潮流は全世界的に存在することから、欧米のグローバル企業との関係において日本企業が不当に不利益を受けることがないかという点は重要な留意点と言えます。

<sup>7</sup> [https://www.jftc.go.jp/hourei\\_files/yuetsutekichii.pdf](https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuetsutekichii.pdf)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

### 6. 企業結合

グリーンガイドラインにおいては、企業結合に関しても独立した項目が設けられ、企業結合審査の流れや基本的な考え方を中心に記載がなされています。企業結合に関する項目の記載については、基本的に、従来から「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」<sup>8</sup>で示されているものを踏襲した考え方となりますが、他の項目と同様に、想定例及びそれに対する考え方も盛り込まれており、グリーン社会に向けた事業活動と企業結合との関係に関してどのような論点があり得るのかを把握するうえで参考になります。

なお、本パブリックコメントでは、企業結合審査にあたり、結合対象となる市場の現状のみに照らして審査を行うのではなく、中長期（5年～10年後）の市場に与える影響や、既存事業の効率化がもたらす成長市場（カーボンニュートラル市場）への競争促進効果等の影響等の観点も踏まえた判断をすべき旨の意見が提出されており、公取委は、当該意見に対し、中長期の市場に与える影響は、先のことであればあるほど予測が困難になるとしつつも、当事会社が見据える将来の市場予測には真摯に耳を傾け、当事会社の内部資料も参考に<sup>9</sup>等して企業結合審査に臨む、との旨の回答を行っています。個々の案件における企業結合審査において当該点がどの程度考慮されることになるかは未知数であるものの、公取委が、市場に対する中長期的な影響にも注目して企業結合審査を行う旨の姿勢を打ち出した点は、注目に値します。

### 7. おわりに

以上のとおり、グリーンガイドラインでは、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は独占禁止法上問題とならない場合が多いという立場を基本としつつ、様々な行為類型について、競争制限効果と競争促進効果の総合考慮にあたり参考となる考慮要素に触れつつ、想定例を提示しています。

2050年におけるカーボンニュートラルという目標を達成するためには、グリーンガイドラインが、競争制限的な行為の防止と、予見可能性の向上という役割を果たすことが非常に重要であると考えられます。グリーン社会の実現は今後の経済社会において重要な目標であり、企業の事業戦略においても当該点にかかる考慮が求められる場面がますます増えると考えられることから、企業としてはグリーンガイドラインの内容及び将来的な見直しを含めた議論の動向につき十分な注意を払うことが望まれます。

<sup>8</sup> [https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin\\_files/200611shisin.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin_files/200611shisin.pdf)

<sup>9</sup> 「企業結合審査における内部文書の提出に係る公正取引委員会の実務」  
(<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/kigyoketsugo/naibubunnsyo/naibubunnsyo.pdf>) もご参照ください。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## II. インドネシアの企業結合規制に関する規則改定

(水口、門田)

## 1. 概要

インドネシア競争委員会（KOMISI PENGAWAS PERSAINGAN USAHA。以下「KPPU」といいます。）は、インドネシアにおける企業結合規制に関する規則を2023年3月30日に改定し、同年3月31日に施行しました。また、2023年4月5日には、企業結合届出に関する手数料について定めた規則を制定し、同年5月5日に施行しています（以下、改定前の企業結合規制に関する規則<sup>10</sup>を「2019年規則」、改定後の規則<sup>11</sup>及び上記手数料について定めた規則<sup>12</sup>をあわせて「2023年規則」といいます。）。

本改定により、主に、インドネシアの企業結合届出の届出基準の資産要件の明確化が図られるとともに、海外企業結合の対象範囲、届出方法、審査（提出書類確認）スケジュール等が変更され、また、届出手数料の導入がなされています。今後、M&Aを計画する際にインドネシアでの届出要否の検討やスケジュール管理を含めた届出準備を行うにあたっては、これらの変更点に十分に留意する必要があります。

## 2. 主な変更点

2019年規則（及び同規則の下で行われていた運用）から2023年規則への改定がなされるにあたり、主な変更点は、以下のとおりです。

No.	変更点	2019年規則及び運用等	2023年規則
(1)	届出基準 (資産基準)	全世界における資産に基づき計算	インドネシアにおける資産に基づき計算
(2)	対象となる海外企業結合	当事会社の少なくとも一方が国内で事業又は売上有る場合	当事会社全員に国内売上又は国内資産がある場合
(3)	届出方法及び時間	・書面又は電子メール	・KPPU ウェブサイト ・午前9時から午後2時まで
(4)	スケジュール	届出後60営業日以内にKPPUが提出書類を確認	届出後3営業日以内にKPPUが提出書類を確認
(5)	手数料	不要	必要

<sup>10</sup> KPPU Regulation No.3 of 2019 on the Assessment of Mergers or Consolidations or Acquisitions of Companies that may Result in the Occurrence of Monopolistic Practices and/or Unfair Business Competition

<sup>11</sup> KPPU Regulation No.3 of 2023 on the Assessment of Mergers, Consolidations, or Acquisitions of Shares and/or Assets that may Result in Monopolistic Practices and/or Unfair Business Competition

<sup>12</sup> Government Regulation No.20 of 2023

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

### (1) 届出基準（資産基準）の算定方法に関する変更

インドネシアにおいては、企業結合の当事会社全員の①資産価値合計が2兆5,000億ルピアを超える場合（資産基準）、又は、②売上高合計が5兆ルピアを超える場合（売上高基準）に、企業結合届出が必要となります。

この点、2019年規則においては、②売上高基準についてはインドネシア国内での売上高に基づき計算する旨が明記されていたのに対し、①資産基準については、当事会社の財務諸表に基づき計算する旨のみが記載されており、インドネシア国内における資産か全世界における資産かについては規則上明確ではありませんでした。そのため、実際には、資産基準については全世界における資産価値合計が2兆5,000億ルピアを超える場合には基準を満たすものとして届出を行う運用がなされていました。

これに対し、2023年規則では、資産基準についても、インドネシア国内での資産価値に基づき計算する旨が明記されるに至りました。かかる改定により、インドネシア届出の対象となる案件がこれまでよりも限定されることが予想されます。

### (2) 対象となる海外企業結合の範囲の変更

2019年規則においては、海外（インドネシア国外）で行われる企業結合については、当事会社の少なくとも一方において、インドネシア国内で事業を行い又は国内売上高がある場合に企業結合届出が必要とされていました。

これに対し、2023年規則では、インドネシア国内売上高又は国内資産がある当事会社間で行われる企業結合を届出義務の対象とする旨の規定が置かれています。

かかる改定により、(1)による資産基準の算定方法の変更も相俟って、インドネシア届出の対象となる海外企業結合案件は今後相当程度少なくなっていくものと思われる。

### (3) 届出方法及び時間の変更

従前、インドネシアにおける企業結合届出は書面又は電子メールで行われていましたが、2023年規則では、KPPUウェブサイト上の届出フォームを通じた方法によることに変更されました。

また、2023年規則では、当該届出フォームの利用にアカウント登録が必要とされたほか、届出可能時間帯についても、午前9時から午後2時までとすることが明記されました。さらに、届出フォームを通じて提出する全ての情報及び書類（添付資料も含む）についてインドネシア語とすることが要請されています。このように届出方法及び時間については、従来より限定・厳格化される方向での改定がなされているため、届出に際してはより一層の余裕を持った十分な準備が必要とされることとなります。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## (4) 審査（提出書類確認）スケジュール等の変更

インドネシアにおいては、企業結合の完了後 30 営業日以内に企業結合届出を行う必要があります。この点は 2019 年規則と 2023 年規則とで変化はありませんが、その後の KPPU の手続きにおいて、変更がなされています。

すなわち、2019 年規則では、KPPU は届出受領後 60 営業日の間に提出書類を確認し、その後 90 営業日の間で審査を行うとされていました。これに対し、2023 年規則では、KPPU による提出書類の確認は届出受領後 3 営業日の間に行うものとされ、大幅に短縮されました（その後の審査期間の 90 営業日に変更はありません。）。

また、2023 年規則では、当該提出書類に誤りがあることが判明した場合、KPPU は届出を取り消すことができるとされています。当該変更により 30 営業日以内に企業結合届出を行う必要があるとする期間制限にどのような実質的な影響があるのかは現時点で不明ですが、実際の届出にあたっては、この点に関連して期間制限に違反する結果となることを避けるべく、現地法律事務所を活用した厳密かつ余裕を持ったスケジュール設定及び準備をすることが必要となります。

## (5) 手数料の変更

従来、インドネシアにおける企業結合届出に際して、当事会社は KPPU に手数料を支払う必要はありませんでした。しかし、今般、届出手数料として、売上高又は資産価値の合計額の 0.004%（上限：1 億 5,000 ルピア）を KPPU に支払う必要があるとされました。なお、2023 年規則には、当該届出手数料の支払期限については定められていませんが、余裕を持った対応をするのが得策と思われる。

## 3. まとめ

インドネシアの企業結合規制においては、これまで、資産基準が当事会社の全世界資産価値に基づき計算され、かつ当事会社の一方にでも国内売上高等がある場合には海外企業結合であっても届出対象となっていたことから、広範なケースで届出義務が生じる仕組みとなっていました。これに対し、2023 年規則では上記 2（1）及び（2）の改定がなされたことにより、今後、インドネシアで企業結合届出が必要となるケースは限定されていくことが見込まれます。この意味では、企業結合を実施する当事会社の負担が軽減される改定とみることができます。

他方で、上記 2（3）から（5）で示したように、インドネシアの企業結合届出が必要となるケースについては、従来より届出方法や時間が限定され、KPPU の書類確認期間も縮小されたことに伴い、余裕を持った入念な対応・準備を行う必要が生じており、また、届出手数料の導入により、当事会社の負担は増える結果となっている側面もあります。

さらに、2023 年規則は制定後間もなく、当局による解釈・運用の余地が残されている事項も複数存在するため、今後の当局による実務上の運用動向に注視が必要です。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

そのため、届出要否の判断及び届出対応に際しては、現地の解釈・運用と齟齬なく、また、短縮されたスケジュールにおいて迅速かつ十分な対応を進めることができるよう、具体的なタイムラインの策定を含め、現地の競争法専門家を早期から活用し、余裕を持って準備・対応していくことが望まれます。

## セミナー情報

- セミナー 『中央大学国際情報学部「国際情報学実践研究：メタバースと独禁法・競争法」』  
開催日時 2023年6月7日（水）18:50～20:30  
講師 高宮 雄介  
主催 中央大学国際情報学部

- セミナー 『シティラボ東京×一般社団法人パーチュ・デザイン「グリーンビジネス実践 2023 オープンガイダンス【グリーンビジネスの社会的土台～イノベティブなビジネスが公正に活性化するグリーン社会に向けて】』  
開催日時 2023年6月8日（木）18:30～20:00  
講師 高宮 雄介  
主催 シティラボ東京

- セミナー 【申込受付中】『今一度見直したい カルテル対応とリスク管理 – 再び活発化する執行への対応とコンプライアンス』（第218回ビジネスロー研究会）  
開催日時 2023年6月21日（水）15:00～16:30  
講師 柿元 将希  
主催 森・濱田松本法律事務所

## 【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けいたします。

（申込期限：2023年6月16日（金））

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録のうえでお申込みをお願いいたします。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## 文献情報

- 論文 「ダークパターンに関する一考察（上）——欧米の規制からの示唆」  
掲載誌 NBL No.1235  
著者 岡田 淳、呂 佳叡、輪千 浩平
- 論文 「ダークパターンに関する一考察（下）——欧米の規制からの示唆」  
掲載誌 NBL No.1237  
著者 岡田 淳、呂 佳叡、輪千 浩平
- 論文 「環境に配慮した事業活動と独禁法との関係にかかる議論の展開—  
議論の背景及びグリーンガイドライン案の内容を中心に」  
掲載誌 会計・監査ジャーナル 2023年4月号  
著者 高宮 雄介
- 論文 「勝因を分析する独禁法の道標6 第2回 意思の連絡における従業員  
の行為と事業者の責任との関係をどう考えるべきか 奥村組土木興  
業事件を踏まえて」  
掲載誌 BUSINESS LAWYERS  
著者 西本 良輔
- 論文 「ダークパターンに関する一考察（補足）——ソーシャルメディア  
プラットフォームのインターフェイスにおける欺瞞的デザインパ  
ターンに関する EDPB ガイドライン」  
掲載誌 NBL No.1239  
著者 岡田 淳、呂 佳叡、輪千 浩平

## NEWS

- The Legal 500 Asia Pacific 2023 にて高い評価を得ました  
The Legal 500 Asia Pacific 2023 にて当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野にて Hall of Fame、Leading Individuals、Next Generation Partners 又は Rising Stars の高い評価を得ました。さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナムにおいても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を得ております。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

### JAPAN

#### 分野

##### Tier 1

- ・ Antitrust and competition

#### 弁護士

##### Hall of Fame

- ・ Antitrust and competition: 宇都宮 秀樹

##### Leading Individuals

- ・ Antitrust and competition: 伊藤 憲二

##### Next Generation Partners

- ・ Antitrust and competition: 藤田 知也

##### Rising Stars

- ・ Antitrust and competition: 竹腰 沙織

- The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2024 edition)にて高い評価を得ました

Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2024 edition)にて、当事務所は、Banking and Finance Law 並びに Insolvency and Reorganization Law にて "Law Firm of the Year"を受賞しました。

加えて、当事務所の弁護士 152 名が The Best Lawyers in Japan™ に、55 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ に選出されております。

#### Best Lawyers

- ・ Antitrust / Competition Law

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、西本 良輔、藤田 知也、高宮 雄介、水口 あい子、竹腰 沙織

#### Ones to Watch

- ・ Antitrust / Competition Law

柿元 將希

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm\_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com